

令和6年度茨木市産後ケア事業（宿泊型）

委託事業者募集要項

茨 木 市

# 1 業務の概要

## (1) 業務名

産後ケア事業（宿泊型）業務（以下「本業務」という。）

## (2) 本業務の目的

出産後に支援が必要である母親及びその新生児又は乳児について、宿泊型による心身のケア、育児サポート等を実施することにより、安心して子育てができる支援体制の確保を図ることを目的とする。

## (3) 本業務の対象者

茨木市に住民登録のある産後4か月頃までの母親及びその新生児又は乳児であって、次に掲げる i)、ii) のいずれにも該当する者として茨木市長が産後ケア事業の利用を承認した者。ただし、感染性疾患に罹患している者又はその疑いがある者、母親に入院等加療の必要がある者、母親に心身の不調や疾患があり、医療的介入の必要がある者を除く。

i) 家族等から十分な家事、育児等の支援が得られない者

ii) 出産後に心身の不調又は育児不安等があると認められる者

## (4) 本業務の内容

次に掲げるサービスを提供する。

ア 母親の身体的、心理的ケア及び生活面の指導

イ 乳房管理（乳房の手当、乳房のトラブルに関する相談等）

ウ 沐浴、授乳等の育児指導

エ 新生児又は乳児の世話及び健康状態、体重等の確認

オ 母親への食事の提供

カ 休息時間の提供

キ その他必要な保健指導等

## (5) 実施に当たっての要件

### ア 実施場所

次のいずれにも該当すること。

i) 医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院、診療所又は助産所において実施するものとし、入所室（母親及びその新生児又は乳児を入所させる室をいう。）を有すること。ただし、病院又は診療

所にあつては、産科又は産婦人科を標榜していること。

- ii) 北摂地域（本市並びに吹田市、豊中市、池田市、高槻市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町及び能勢町をいう。）で実施すること。
- iii) 相談室、乳児保育室、体操等を行う多目的室、沐浴指導施設及び入浴施設を有すること。

#### イ 従事者

- i) 取扱責任者を配置すること。
- ii) 24時間体制で1人以上の助産師、保健師又は看護師を配置すること。ただし、本業務の専任従事者であることを要しない。また、必要に応じて心理に関する知識を有する者を配置するなど本業務の実施にあたり必要な者を配置すること。

#### ウ その他

- i) 「(5) 本業務の内容」に掲げるすべてのサービスを適切に実施できること。
- ii) 食事の提供ができること。
- iii) 助産所にて本業務を実施するときは、利用者の病変その他の緊急時に当該利用者の受入れが可能な医療機関とあらかじめ文書により協力体制を構築すること。
- iv) 茨木市との円滑な連絡体制を確保すること。
- v) 本業務に係る契約書、仕様書及び関係法令等を遵守すること。

## 2 本業務の契約に関する事項

### (1) 契約書案、仕様書案

別紙のとおり

(2) 委託料

項目		利用料	利用者負担金	
			市民税非課税世帯 生活保護受給世帯	左記以外の世帯
基本料	1泊2日	55,000円	2,300円	5,500円
	1日追加	1日につき 27,500円	1日につき 1,150円	1日につき 2,750円
多胎児加算額	1泊2日	7,300円	0円	730円
	1日追加	1日につき 3,700円	1人につき 0円	1人につき 370円

(3) 契約期間

契約期間については、別に定めるものとする。

### 3 応募資格

次に掲げる内容のすべてに該当し、本業務を実施することができる者とする。

(1) 北摂地域（本市並びに吹田市、豊中市、池田市、高槻市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町及び能勢町をいう。）において、医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院、診療所又は助産所を運営していること。ただし、病院又は診療所にあつては、産科又は産婦人科を標榜していること。

(2) 産後ケアに関する知識及び技術において、高い専門性を有し、類似の産後ショートステイ等について実績（※）を有すること又は分娩を取り扱っていること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、更生又は再生手続開始の申し立てがなされた者でないこと。

(4) 茨木市暴力団排除条例（平成24年9月27日茨木市条例第31号）第2条

第1号から第3号及び茨木市暴力団排除条例施行規則(平成25年3月26日茨木市規則第6号)第3条に該当する者でないこと。

(※) 助産師、保健師又は看護師の専門資格を有する者が、母乳・育児相談や乳房手当を実施した実績とする。

#### 4 本業務の開始までの流れ

- (1) 応募(申請)
- (2) 本業務実施予定施設の実地調査
- (3) 本市における審査
- (4) 審査結果通知
- (5) 契約締結
- (6) 本業務の開始

※申請から審査結果通知までの期間は、1～2か月程度

#### 5 応募(申請)に関する事項

- (1) 担当課

〒567-0888

茨木市駅前三丁目9番45号

茨木市こども育成部子育て支援課(茨木市立こども支援センター内)

電話 072-624-9301

Email kodomokn@city.ibaraki.lg.jp

- (2) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和6年3月4日(月)から

8時45分から17時15分まで(正午から12時45分は除く。)

ただし、土・日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除く。

イ 配布場所

上記「(1) 担当課」に同じ。(※茨木市ホームページからダウンロード可)

ウ 書類の提出方法等

i) 提出先

上記「(1) 担当課」に同じ。

ii) 提出方法

郵送又は持参による。

iii) 提出期間

随時受付

受付時間等については、上記「ア 配布期間」に同じ。

エ 提出書類

正1部、副1部（副は複写可）の計2部を提出するものとする。

i) 茨木市産後ケア事業委託事業者申請書（様式第1号）

ii) 茨木市産後ケア事業委託事業者申請にかかる誓約書（様式第2号）

iii) 事業者概要（様式第3号）

iv) 産後ケア類似事業の実績（様式第4号）

v) 事業実施の基本計画書（様式第5号）

vi) 本業務実施予定施設の平面図（任意様式）

vii) 産後ケア事業の実施に係る協力医療機関との連携確認書（様式第6号） ※助産所のみ

オ 注意事項

i) 応募（申請）に要する諸費用は、応募者の負担とする。

ii) 提出された書類については返却しない。

iii) 提出後に辞退するときは、辞退届（任意様式）を提出すること。

## 6 審査及び審査結果の通知

提出書類及び本業務実施予定施設の実地調査により審査を行い、必要な基準等を満たすと判断できる応募者（申請者）を本業務の委託事業者として契約を締結する。審査結果については、応募者（申請者）に通知するものとする。

## 7 その他の事項

(1) 本業務に係る契約締結後は、茨木市ホームページにて「事業者名」、「本業務実施施設名及び所在地」等について公表するものとする。

- (2) 本業務に係る契約締結後は、委託事業者は速やかに茨木市との連絡体制について書面にて報告するものとする。
- (3) 委託事業者は、事業実施中における子どもの事故等に備え、必要に応じ、賠償責任保険に加入するものとする。